

マイナンバーカード 時間外・日曜窓口

閩市民課 市民班

☎773・6661

時間外窓口 2月21日(水)

午後5時15分～7時30分

日曜窓口 2月4日(日)

午前9時～11時30分

受付窓口 市民課

申 申請や更新手続きは予約不要。交付は、原則3日前までに受付専用電話（☎788・1780）でお申し込みください。

持 通知カードまたは個人番号通知書（ある人）

- 顔写真付きの本人確認書類1点（運転免許証、旅券、身体障害者手帳など）
- その他の本人が確認できる書類1点（健康保険証、年金手帳、氏名と生年月日記載の診察券など。顔写真付きの書類がない場合は2点）
- 住民基本台帳カード（ある人）
- 個人番号カード交付通知書（交付時のみ）

他 顔写真は窓口で無料撮影し

ます。
住民票、戸籍などの事務は行いません。

マイナポータルから
オンラインで転出届を
提出できます

閩市民課

☎773・6661

マイナンバーカードをお持ちであれば、自宅で電子申請により、転出の届出ができます。このサービスを利用すると、南魚沼市へ転出届のための来庁は原則不要になります。※マイナポータルから転出届を提出後、転入先の市区町村の窓口で転入届などの手続きが必要です

対 電子証明書が有効なマイナンバーカードがあり、国内に引越しをする人
※サービスの詳細は、デジタル庁ウェブサイトをご確認ください



障害者虐待防止法を知っていますか

【問合せ】福祉課 障がい福祉係

☎773・6667 ☎773・6723

平成24年10月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」は、障がい者だけでなく、養護者も支援する法律です。

障がい者虐待とは、障がい者の家族・親族や施設の職員、雇用主などが行う次の行為です。

身体的虐待

暴力や体罰によって体を傷つけ、痛みを与える行為。体を縛りつけたり、過剰な投薬によって体の動きを抑制する行為。（気づき：体に傷やあざが絶えないなど）

性的虐待

わいせつな行為をしたり、させたりすること。（気づき：人目を避け、部屋などに一人でいたがるなど）

心理的虐待

脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること。（気づき：自分で自分を傷つける、パニック症状を起こすなど）

放棄・放任

食事や排泄、入浴、洗濯など身の世話をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせないなど。（気づき：衛生状態が悪い、栄養状態が悪いなど）

経済的虐待

本人の同意なく、またはだますなどして財産や年金、賃金を使うなどの行為。本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。（気づき：日常生活に必要な金銭を渡されていないなど）



障がい者への虐待では？と思ったら通報・相談を

障がい者が住み慣れた地域で尊厳を保ちながら生活していくために、地域のみなさんの協力が必要です。障がい者虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応にご協力ください。

※休日・夜間の緊急相談などは、当直員（☎773・6660）が受理し、速やかに福祉課に連絡・報告します